



さしがや保育園 アスベスト健康対策等 専門委員会ニュース



VOL.10



発行者：文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会

●事務局 文京区男女協働子育て支援部保育課保育係：東京都文京区春日1丁目16番21号
電話 03-5803-1189 Eメール b311500@city.bunkyo.lg.jp 2013.12.6 発行

1 高校入学時の胸部X線写真を専門委員会の医師に読影して頂けます。

要綱に示してあるとおり、高校入学時健診のX線写真を、アスベスト関連疾患に経験のある医師に読影（病気がないか医師が確認すること）してもらうことができます。子どもたちの健康チェックができますし、そのX線写真を事務局が保管することで将来のX線写真と比較することができます。是非ご利用下さい。高校入学時のX線写真を利用した読影はH26年度が最終です。その後の読影については専門委員会で検討し、お知らせしていきます。

対象 ①H26.3月に中学校を卒業する方。

②そのほか読影して欲しい方。

*今までの読影の有無にかかわらず、お申し出により希望できます。

方法 ①の方には来年度に説明会（4～5月を予定）のご案内が届きます。

説明会で申込書類一式をお渡しし、参加できない方には郵送で届きます。

希望者は、高校入学時撮影した胸部X線写真のコピーを学校や健診機関からもらい、事務局に提出して下さい。コピーがスムーズにもらえるよう、専門委員会から学校・健診機関宛てに、依頼文書が案内に同封されています。

②の方は6月までに事務局へご連絡いただければ申込書類を郵送します。

費用 無料。写真のコピー費用や送料は文京区が全額助成します。

2 次回の健康リスク相談・心理相談 26年1月25日(土)の予定です

ご案内が届きますので、ご希望の方は同封の申込用紙でお申し込み下さい。

なお、何かご心配のある場合は相談の開催時期にかかわらず、事務局かアスベストセンターにご連絡ください。専門委員会が対応いたします。

3 これからのお知らせについて



早いもので、今年度には成人式を迎える子どもたちがいます。そして来年春にはみなが義務教育終了です。これまでは保護者宛にご家庭に対してのお知らせを行ってきましたが、保護者・子どもたちそれぞれに発信していくことも、今後は考えていきたいと思っています。皆様のほうで何かよいアイディア等ありましたら、委員会事務局または保護者委員までお知らせください。また、今回お送りしている連絡先等調査票は子どもの連絡先も記入できるようになっていますので、保護者とは別に子どもへお知らせ送付を希望する場合はご活用ください。



4 国交省石綿含有建材調査者講習の開始と大気汚染防止法の改正

アスベスト関連の今年度の国の動きについて、名取雄司委員に解説をいただきました。

国交省石綿含有建材調査者講習の開始と大気汚染防止法の改正

ひらの亀戸ひまわり診療所 名取雄司

石綿含有建材を飛散させないためには、的確な事前調査・適切な建物管理・厳格な除去工事・適切な廃棄の全過程が必要ですが、技術的体制、監視体制と法律の整備は、国レベルでまだ十分とはいえない状態です。的確な事前調査に関する国土交通省の制度が新設、除去工事の監視体制に関する大気汚染防止法が改定される予定で、その概要を解説します。

2013年10月、国土交通省は、「建築物石綿含有建材調査者」制度の創設告示（2013年7月30日、国土交通省告示第七百四十八号）に基づき、講習機関として一般財団法人日本環境衛生センターを承認しました。同センターは、関東2回（2014年1月、同3月）、大阪1回（2014年1月）、福岡1回（2014年2月）と調査者講習を開始し、その後も随時実施する予定です。調査者の受験資格は一定の学歴と実地経験が要件で、受講生は専門テキスト（建物と石綿関連疾患、リスクコミュニケーション、設計文書から情報収集手法、等）を2日間学びます。テキストには文京区の飛散事故の経験も反映されています。受講者は実際の建物で1日実地研修をうけ、日本初の調査報告書書式の作成、面接試験を受けます。講習の講師は、国交省社会資本整備審議会アスベスト部会同WGで米英制度を参考に約3年かけテキストを作成した現場経験の豊富な専門家が務める模様です。2014年3月筆記試験が実施、合格した石綿含有建材調査者は登録されHPで公開予定とあります。建物の事前調査には、厚労省石綿則の告示の中に座学2日で取得される石綿作業主任者、同座学のJATI（旧石綿協会）のアスベスト診断士の規定もありますが、実地講習も書式の定めもなく十分な調査が可能なのか問題とされてきました。日本初の石綿含有建材調査の公的資格「建築物石綿含有建材調査者」に、関係者の期待は高まっています。

国交省は、既にある国庫補助金（建物の石綿含有建材調査や石綿除去）の要件に、石綿含有建材調査者を加えることを検討中で、自治体での普及を促進する予定です。ところが現在国の建物の石綿含有建材調査の補助金制度を利用しない自治体も案外多く、自治体が石綿対策に熱心かどうか住民の熱意も含めて今後自治体間差がでる時代となりそうです。文京区も、石綿含有建材調査の国の補助制度、国交省の石綿含有建材調査者を容易に活用、利用できるよう所管課内で検討を頂き、同制度の普及と利用をよろしくお願いします。

大気汚染防止法の改正については、2013年10月の環境省委員会で改正内容が見えてきました。石綿含有建材の有無を調査する「事前調査」を工事受注者に義務付け、結果を工事の発注者に説明すること、これまで工事の受注者が行ってきた届出を発注者に義務付けるなど、発注者に当事者責任を持たせることが改正の中心です。自治体による立入り検査の対象も拡大し、届出のない工事でも検査することができるようになります。除去作業中の石綿濃度測定は政省令の「作業基準」で規定され、石綿が漏洩しやすい排気口の測定と監視が工事受注者に義務化の予定です。除去工事中の大気濃度測定は義務化されず、濃度基準を1f/Lとし偏光顕微鏡・電子顕微鏡により石綿繊維を分析する方法が推奨されそうです。

規制強化の方向の改正のはずですが、罰則強化は行われず最高「半年以下の懲役、50万円以下の罰金」で、最高億単位とされる廃棄物等の環境法と比較し非常に軽い罰金・罰則です。安い除去工事が横行する中、飛散防止抑制効果が少ない可能性が高い改正の懸念があります。石綿の大気中濃度測定は技術的課題から見送られましたが、将来義務化が必要でしょう。大防法では規制対象としていない石綿含有成形板等（レベル3建材）の規制は、一部の自治体が先行で実施し要望もあったのですが今回見送られました。大気汚染防止法だけでは石綿の飛散防止対策は不十分で、自治体条例や自治体の環境課内事務規定による上乘せの飛散防止規制が必要、との意見が委員・関係者から述べられています。文京区も、大気中の石綿飛散防止対策の上乗せについて所管課の検討を是非お願いしたいと思います。

5 文京区ホームページでご案内をしています

文京区のホームページでは、保育課の「お子さんの安全について」の項目の中で「さしがや保育園アスベスト健康対策等について」というページに、胸部X線写真読影事業や健康リスク相談・心理相談のお知らせ、専門委員会の会議録などをアップしています。日程等も決まりしだい随時更新しています。是非ご覧ください。



★保護者メーリングリストご参加のお誘い★

保護者の森さんが作成した、委員会開催情報や要望などの意見を交換できるメーリングリストがあります。

保護者むけメーリングリストに参加希望者は、森 英記さん saxomori@mvc.biglobe.ne.jp までご連絡下さい。すでに40人近くの方がご登録いただいています。